

リバウンド警戒期間における職場の対応について（案）

部・課（局・室・館・次）長 各位

総務部長
石橋 啓一

東京都による、まん延防止等重点措置が3月21日をもって解除され、3月22日からリバウンド警戒期間となることから、各職場の対応の変更について、下記のとおり定めます。各所属長におかれましては、所属職員への周知並びに取扱いについて十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

	現在（まん延防止等重点措置）	リバウンド警戒期間 3月22日から4月24日まで
出勤抑制	<p>令和4年1月12日付け職員課長発、部及び課（次・室・局・館）長あて「職員の在宅勤務の取扱い及び職員の行動制限について」及び同通知において根拠とする狛江市職員の在宅勤務の実施に関する要綱並びに同月14日付け職員課長発、部及び課（局・室・館・次）長あて「オミクロン株の急速拡大に伴う感染拡大防止対策のための在宅勤務の実施について」に基づき在宅勤務、分散勤務を取り扱うとともに、時差勤務については、狛江市職員の時差出勤制度実施要綱第5条第1項第4号（夜間会議等）により取り扱う。</p> <p>また、年次有給休暇を利用した出勤抑制を追加するとともに、狛江市職員の時差出勤制度実施要綱第5条第1項第4号の適用範囲として、通勤に利用する交通機関の混雑を回避ための時差通勤を加える。</p> <p>ローテーションにより土日祝日と平日勤務を交換し、平日の登庁者数を抑制する。</p>	<p><u>感染防止対策として行っている分散勤務を目的とする一切は終了するものとする。但し働き方改革の観点から行っている各種の制度については、維持するとともに継続して利用することを可能とする（例：各職場における独自の分散勤務は終了するが、特別会議室及び記者クラブの利用については継続する）。</u></p> <p><u>なお、働き方改革に基づく場合も市民サービスの低下を招かないこと、職場における各職員の業務負担の偏りが発生しないことを条件とする。</u></p>

絶対退庁時間の厳守	絶対退庁時間20時	<u>絶対退庁時間 20 時 30 分</u>
会食	都の「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗のみを利用し、家族以外との会食は自粛する。	都の「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗を利用し <u>同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内滞在時間を2時間以内とする。</u> <u>※上記条件を超えて飲食する場合は、参加者の陰性証明書を確認することを推奨し、安全性を確認した上で実施する。</u>
感染防止対策	マスク着用、石鹸での手洗い、手指消毒、共有物の消毒、換気のほか、マスクを外しての会話を禁止する。職場内の会話を最小限にする。	変更なし
体調管理	(1) 毎日の検温 (2) 発熱、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状があるとき（ワクチン接種後の副反応時も含む）は、所属長へ報告し、所属長から職員課長又は職員課労働安全衛生担当へ連絡する。	変更なし
外出	混雑している場所や時間を避けて少人数で行動し、都県境を越える不要不急の外出・移動は自粛する。	混雑している場所や時間を避けて行動し、都道府県をまたぐ移動の際は、「 <u>三つの密</u> 」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。こうした対応が難しいと判断される場合や発熱等の症状がある場合は、 <u>帰省や旅行を控える。</u>
自転車	交通機関利用者の自転車通勤の積極的な活用を行う。	<u>終了</u>